

## いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 宿舎衛生対策実施要領

## 1 目的

この実施要領は、「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 環境衛生対策要項」に基づき、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が、相互に連絡調整を図り、栃木県、会場地市町村（以下「市町村」という。）とともに実施する宿泊施設の衛生対策について必要な事項を定め、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会（以下「両大会」という。）における宿舎衛生対策に万全を期することを目的とする。

## 2 実施内容

## (1) 営業宿泊施設の宿舎衛生対策

## ア 営業宿泊施設の把握

栃木県保健福祉部生活衛生課（以下「県生活衛生課」という。）及び保健所（宇都宮市保健所も含む。以下同じ。）は、県委員会から次表のとおり管轄の保健所に提出される報告書により、旅館業法第3条の許可を受けている施設（以下「営業宿泊施設」という。）の利用予定を把握する。

また、県外の施設については、県生活衛生課を通じ、関係自治体へ宿舎衛生指導の実施及び報告を依頼する。

なお、県委員会は、保健所に提出した報告書の写しを県生活衛生課へ回送する。

提出書類	提出方法
営業宿泊施設利用予定報告書 (様式第1号)	県委員会が管轄の保健所に提出 (冬) 令和3(2021)年2月末日まで (本・障) 令和3(2021)年9月末日まで ※提出後に追加・変更した場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。

(冬)・・・国体冬季大会、(本・障)・・・国体本大会及び全国障害者スポーツ大会

## イ 衛生上の措置基準

営業宿泊施設における衛生上の措置基準は、旅館業法関係法令等に基づく衛生措置基準及び構造設備基準とする。

## ウ 監視指導

県生活衛生課及び保健所は、原則として両大会開催までに、旅館業法関係法令等に基づき、レジオネラ症防止対策等の監視指導を行い、指摘事項がある場合には、必要に応じて監視指導票等を営業者に交付する。また、両大会期間中は、営業宿泊施設の衛生水準を勘案し、必要に応じて監視指導を行う。

## エ 宿舎衛生講習会

県委員会は、県生活衛生課及び保健所と連携し、次により宿舎衛生講習会を両大会開催までに実施する。また、会場地委員会においても、必要に応じて同様の講習会を実施することができる。なお、感染症予防や食品衛生の確保を目的とした講習会と併せて実施することができる。

(ア) 講習の内容

- a 施設内及び施設周辺の清掃と衛生害虫等の対策
- b 客室、浴室、脱衣場、便所、洗面所等の衛生管理
- c 入浴施設におけるレジオネラ症防止対策
- d 寝具等の衛生的な管理
- e 給水、換気及び排水設備の衛生管理
- f ごみ分別容器の設置及び適正なごみ処理

(イ) 受講対象者

両大会参加者が宿泊する営業宿泊施設の営業者又は管理者

(ウ) 講習会の実施方法

令和3（2021）年度から両大会開催前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるように、日程及び会場の調整を行う。なお、県委員会及び会場地委員会が主催する宿泊施設説明会等と上記講習会を併せて実施するなど、計画的かつ効果的に実施する。

### 3 実施報告

(1) 宿舎衛生講習会

会場地委員会は、この実施要領に基づく宿舎衛生講習会を実施した場合、その結果について、次表のとおり県委員会に報告し、県委員会は県委員会実施分と上記報告を合わせて、速やかに県生活衛生課に情報提供するものとする。

報告書様式	報告期限
宿舎衛生講習会の実施報告書（様式第2号）	◆令和3（2021）年度中の実施結果 令和4（2022）年3月末日まで ◆令和4（2022）年度中の実施結果 実施後速やかに

(2) 宿舎衛生監視指導

保健所（宇都宮市保健所を除く。）は、この実施要領に基づく宿舎衛生監視指導の実施結果について、次表のとおり県生活衛生課に、宇都宮市保健所においては宇都宮市実行委員会に報告し、県生活衛生課及び宇都宮市実行委員会は、上記実施報告を速やかに県委員会に情報提供するものとする。

報告書様式	報告期限
宿舎衛生監視指導実施結果報告書（様式第3号）	◆令和3（2021）年度中の実施結果 令和4（2022）年3月末日まで ◆令和4（2022）年度中の実施結果 実施後速やかに

### 4 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県生活衛生課及び宇都宮市保健所が協議の上、別に定めるものとする。

営業宿泊施設以外の施設であって、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 宿泊施設充足対策要項に定める転用施設を配宿先として利用する場合、会場地委員会は管轄の保健所と協議の上、営業宿泊施設の取扱いに準じて宿舎衛生対策を実施する。



宿舎衛生監視指導実施結果報告書

保健所 \_\_\_\_\_

1 営業宿泊施設

種別	宿舎として利用される 対象施設数	監視指導件数	備考
ホテル・旅館			
簡易宿所			
計			